

令和3年度 担い手養成研修シンポジウム【質問と回答】

	質問	回答
1	有償移送サービスの許可を要する場合とそうでない場合の具体的な説明を聞きたかったです。	送迎一回〇円、または、送迎距離1Km〇円という、 <u>10円であっても送迎に対するお金を頂いたら、有償運送の登録（許可よりは簡易な手続き）が必要となります。</u> また、金銭でなくても、「地域通貨」だったり、会費だとしても、「送迎〇回まで可能」と送迎に対する費用とみられる場合、登録が必要になるなど、細かい配慮が必要となります。 利用者が、ありがとうと自主的にお金をくださった場合は無償となりますが、乗車するときに乗車口に募金箱を置くなどした場合には、送迎料とみなされる場合があります。
2	山野上さんの見せてくれた資料で、事前配布されていなかったものを配布してくれるといいなと思いました。 また、 <u>ニーズの調査で、どのようなアンケートをされたのか</u> 、質問事項を詳しく教えていただきたいと思えます。 よろしくお願いします。	ニーズ調査は”草むしり” ”ゴミ出し”などの13の項目について、それぞれ「お手伝いしてほしいこと」「お手伝いできること」に〇ができるようなものを作り、具体的に仕組みができた際のために任意で記名し提出していただきました。アンケート表の詳しい内容は南足柄市社協0465-72-2299へお問合せください。
3	◇デジタル活用支援事業について ・令和4年度以降、地域連携型を活用するにはどうすれば良いのか	「自治体」と「業者（講師とサポーター）」がペアになれば、申請ができるしくみです。ぜひこの機会を活かしていただきたいです。
4	①②③での有償ボランティア活動の料金設定は、自家用車利用による有償運送どこのページの範囲で適用されているのか解らない。	79条のイラスト説明の所で、ポイントになる最重要なところに赤線で囲いを入れました。この説明をしてしまうと、それだけで終わってしまうので、そこがお聞きになりたかった方には、端折ってしまいたいへん申し訳ありませんでした。 法制度に絡むため、非常に細かな話になります。詳細は、国交省の資料を御覧ください。 ○自家用有償旅客運送ハンドブック https://www.mlit.go.jp/common/001374819.pdf ○自家用有償旅客運送の相談窓口 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001404886.pdf
5	ICT利用については是非、活用してみたいと思います。 <u>具体的にどのような手続きをすれば受けることができるのか</u> 、知りたいです。 助け合い事例①②は音声聞き取りにくく、横浜移動サービス協議会はスライドと資料の場所・関連がわかりにくく残念でした。 zoom研修を役員で受けたのは初めてでした。良い経験をさせていただきました。 ありがとうございます。	「デジタル活用支援事業」のホームページ（ https://www.deji-katsu.jp/ ）から、講習会に参加する申込みや、主催側の申請ができます。令和4年度の受付はまだ始まっていませんので、時々ホームページをチェックしていただくと、情報が得られます。 ご興味を持っていただけてうれしいです。ぜひ、活用なさってください。

令和3年度 担い手養成研修シンポジウム 【質問と回答】

	質問	回答
6	<p>途中Wi-Fiが切断し視聴できなかった部分があり、説明があったかもしれませんが質問します。</p> <p>1 「<u>地域福祉会</u>」<u>というの</u>は<u>どんな団体</u>でしょう。<u>地域のボランティア</u>集団？<u>自治会のボランティア</u>バージョン？</p> <p>2 「<u>松柏会</u>」<u>では</u>移送サービスに<u>取り組んだ</u>のでしょうか？<u>サービス提供者は</u>シニアクラブ会員？<u>受益者は</u>シニアクラブ会員？<u>受援者は</u>どのようにしてサービス提供を申し込む？</p> <p>3 <u>お助けマンサークル</u>について、<u>支援者も受援者も</u>シニアクラブ会員ということですが、<u>無償ボランティア</u>ではなく、<u>受援者から保険料や協賛金を</u>貰うことにした理由を教えてください。</p> <p>4 <u>移動サービス協議会</u>の資料は、<u>た</u>くさんの資料が事前配布の中にはなかったようですが、<u>後日神奈川県老連HP</u>にアップされるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p><u>協議会を構成している移動サービス提供事業者の数は</u>いくつでしょうか。</p>	<p>1. 南足柄市 地域福祉会は小地域福祉活動のことです。約30年前に社協が立ち上げた住民主体の組織で、主に福祉活動をする団体です。市内34自治会すべてに存在しています。組織体制は、自治会福祉部として</p> <p>いる地域、自治会組織とは独立している地域など、さまざまです。</p> <p>2. 湯河原町 ・松柏会では町の実情（道が狭く、坂道が多い）に合った移送サービスを実際に活動されている先進例を参考に勉強中で、まだ実際の活動はしていません。 ・老人会活動、友愛活動は相乗りで移送しています。</p> <p>3. 寒川町 事業開始前、受援者を希望する何人かの方にヒアリングした結果「無償では申し訳なくお願いできないので、何がしかのお金は受取ってください」が金員を受領するようになった理由です。※一年後、料金等についてアンケートを取りましたが、「現状でもまだ安い」「大変助かっています」の回答をほぼ全員からいただいております。</p> <p>4. 山野上 おそらくは当会協議会会員でなく、福祉有償運送事業者だと思いますので、令和元年末資料に令和2年度末の神奈川県の福祉有償運送事業者登録数を加えました。 横浜市は、現在94団体となります。</p>
7	<p>とても参考になりました。南足柄市さんへの質問ですが、<u>組織体制が</u>わからなくて、<u>地域福祉会とは</u>どのようなメンバー構成なのか、<u>社協と</u>かかわりがあるのか<u>自治会の中</u>にあるのか<u>位置づけ</u>を教えてください。あとはおたがいさまネットについての詳細も教えていただきたい。<u>住民主体の組織</u>でよろしいのでしょうか。お願いします。</p> <p>感想ですが、<u>移動支援</u>について興味がありましたので今回のシンポジウムに参加させていただきました。やはり移動支援については課題があることを実感いたしました。寒川町さんの実践活動はすばらしいと思いました。また課題についても考えさせられました。リスクのある事業ですので今後も事故なく取り組んでいただきたいと感じました。デジタル活用については講演会の内容がとても有益でした。</p>	<p>地域福祉会は小地域福祉活動のことです。約30年前に社協が立ち上げた住民主体の組織で、主に福祉活動をする団体です。市内34自治会すべてに存在しています。組織体制は、自治会福祉部として</p> <p>いる地域、自治会組織とは独立している地域など、さまざまです。メンバーは地域によっては自治会役員が充て職になっているところもあります。社協は助成金の支出、広報活動のお手伝いなど活動のバックアップをしています。おたがいさまネットみなみは、南足柄地区（11自治会）の地域福祉会長を中心に、先進地域「おたがいさまネットおかもと」及び行政・社協がバックアップし、主体的に立ち上がった組織です。</p>

令和3年度 担い手養成研修シンポジウム 【質問と回答】

	質問	回答
8	質問です。第二部の事例①～③は、最後に講演のあった「デジタル活用支援推進事業」の補助を受けて実施したのでしょうか。または、講師派遣など当該事業を活用したのでしょうか。	第2部の事例①～③はデジタル活用支援員の事業ではありません。神奈川県が県老連に委託をした「担い手養成研修事業」です。講師についてはそれぞれの地域で探して行っています。三浦市はドコモ（無料で講習をしてくれたりします）、伊勢原市は市民活動サポーター、大和市は市民ボランティア（自身も老人クラブ会員）です。
9	お助けマンサークル活動の「病院への送迎」について ①「付き添い支援」として実施されているものでしょうか？ ②運輸局に相談されてからの活動でしょうか？	①「付き添い」は一切行いません。受援者の対象になること的前提は、「目的地までの送迎」以外は全て自分で行える人にしています。 ②活動実施に当たっては、開始前に既存事例研修をもとに、年会費・利用料でスタートしましたが、念のため令和2年12月（開始後6か月経過）、関東運輸局神奈川運輸支局輸送担当者と面談にて相談した結果、「年会費の使用が保険加入であるなら〈保険料〉に、利用料とするならば使用車両の公式燃費算出基準や諸経費の詳細が明確にならないと有償運送とみなされるので、受援者が当該事業の継続的運用に協賛する証としての〈協賛金〉の名目であれば許可できる」との回答いただき、今日に至っています。
10	（感想） 事例発表いただいた各クラブの皆さまの思いから活動に結び付いた結果は、それぞれ素晴らしい力（思いは宝）だと感じました。 （質問） お助けマンサークルさんの自治会との連携について質問させていただきます。 役員のみ手がいないため存続できずに解散される会が近年多いと感じていました。 ①自治会へのアプローチは小谷地区独自で取り組まれたことでしょうか？ ②自治会長に老人会の集まりに出席してもらうための交渉の持って行き方・苦勞されたことなどはありましたか。	①寒川町シニアクラブ連合会においても働きかけはしていますが、全体としてのコンセンサスには至っていないため、お助けマンサークルを傘下に持つ小谷パールクラブとして、老人会と自治会の関係概念を図示し、自治会長にご理解をいただき、老人会諸会議への参加が実現しました。 ②私が現老人会形態（サークル方式）を自治会長時代に改革した時、自治会役員（書記）として協力いただいた方が現自治会長であることが幸いして、苦勞らしいことは一切ありませんでした。※自治会員の高齢者を「ケアするのが老人会＝自治会高齢者部会」との視点から、理想的な相関性が生まれるものと考え、自治会と老人会の人事交流が今後の大きな課題になると考えます。